

令和7年2月市議会定例会一般質問通告全文

3月11日(火)

★通告順位	1-1	中野 康子
★件名		次世代に引き継ぐことができる茶業の展開について

近年の農産物には、地球温暖化の影響と思われる様々な異変が起きており、耕作者にとって大変厳しいものとなっている。

特にお茶を生産している農家にとって、リーフ茶の需要と供給のバランスが合わず、余剰が生じている現状である。

このようなことから、生産者の経営の安定を図るための茶園の基盤整備や消費拡大を図るための研究開発推進策を盛り込んだ「お茶の振興に関する法律」が制定されている。

生産者が安心して後継者に継いでもらえる状況を作り出していくには、どのようなことが考えられるかお伺いする。

- 1 てん茶、有機茶への推進について
- 2 農地の基盤整備の方向性について
- 3 耕作放棄茶園の古くなった防霜ファンの活用法について

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	谷口 恵世
★件名		牧之原市の公共施設マネジメント計画について

牧之原市における公共施設の維持管理は、人口減少や財政制約の影響を受け、大きな課題となっている。市の公共施設マネジメント計画では、老朽化した施設の統廃合や複合化、長寿命化を図ることで、効率的な施設運営を目指す方針が示されているが、具体的な計画の進捗や、地域住民への説明、将来的な財政負担の軽減策については、さらに議論を深める必要がある。

庁舎の在り方については、合併から20周年を迎える本市において、行政運営の効率化や市の一体性を考慮した検討が求められる。また、学校統廃合後の跡地利用については、企業誘致を含めた活用策も検討されているが、地域の意向や財政負担とのバランスをどのようにとるかが課題となっている。

さらに、市営住宅は老朽化が進む一方で、高齢化社会に適した住環境整備が必要とされており、除却や改善の計画が示されているものの、持続可能な住宅政策として、どのように管理・活用していくかが問われている。

公共施設の資産運用については、従来の「維持・管理」の考え方に加え、「収益を生む資産」としての活用が求められており、これまでに実施された施設の活用事例を

踏まえ、さらなる有効活用を図る視点が必要である。

本市の公共施設の在り方を検討するにあたり、市の方針を伺う。

1 公共施設の統合について

これまでの議会答弁では「両庁舎が耐用年数を迎える時期に合わせ1庁舎化を検討する」との方針が示されてきた。しかし、合併から20周年を迎えるこの機会に、市の一体感を高め、行政運営の効率化を図る観点（維持管理費や修繕費の削減、職員の移動時間短縮、市民サービスの向上等）から、1市1庁舎とすべきではないかと考えるが、見解を伺う。

2 市営住宅・市営団地の課題について

- (1) 本市の市営住宅・市営団地の多くが築30年以上経過し、老朽化が進んでいる。個別施設計画では「除却」と「改善」の方針が示されているが、一時負担や入居者の影響を踏まえ、どのようなスケジュールで進めるのか、また除却が予定されている市営住宅跡地について、地域の活性化や一時負担の軽減の観点から、どのように利活用を進めるのか、方針を伺う。
- (2) 高齢化が進む中、市営住宅のバリアフリー化やエレベーター設置など、住環境の改善が求められている。現在のバリアフリー対応の計画と、今後の改善について、市の考えを伺う。
- (3) 全国的に公営住宅の削減や、民間賃貸住宅との連携（住宅セーフティネット制度の活用）が進められている。本市においても、民間住宅の活用を含めた住宅政策の見直しが必要と考えるが、方針を伺う。

3 公共施設の跡地利活用と資産運用について

- (1) 市では、学校跡地の利活用について「住む魅力を高める場」として民間事業者の活用を前提に検討されている。跡地の活用には、地域の意見を反映しつつ、市全体の状況も踏まえる必要がある。公共性の高い用途と収益性のある用途のバランスをどのように取り、市の一時負担を軽減しながら持続可能な運用を実現するかを伺う。
- (2) 本市では、片浜小学校を普通財産として活用しているほか、図書交流館「いこっと」を複合施設として整備するなど、公共施設の有効活用を進めている。また、令和7年7月には「道の駅そらっと牧之原」が完成後の効率的な運用が行える方法でオープン予定だが、これらの事例を踏まえ、今後の公共施設の資産運用について市はどのような方針を持っているのか、伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	松下 定弘
★件名		子どもを被害者にも加害者にもさせない情報端末機の取扱いについて

総務省の「令和4年版 情報通信白書」によれば、2010年から2021年の12年間で、

スマートフォンの世帯保有率は9.7%から88.6%へと著しく上昇している。

世帯保有率の上昇は子ども社会とも関連しており、内閣府の「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生（10歳以上）で70.4%、中学生で93.0%、高校生で99.3%となっている。

スマートフォンの普及とともにSNS利用者も増え、近年では撮影した写真や動画を、アプリを通じてインターネット上でシェアすることが定着してきているが、インターネット上での自撮り写真・動画の共有には、「被害者になる」「加害者になる」「事故にあう」といった危険性が潜んでいる。当然子どもも例外ではなく、近年では学校で配布している学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられており、子ども自身が被害者や加害者になることも想定されることから、保護者への教育も必要であると考えます。

昨今、SNS上で子どもが狙われる児童ポルノ事犯などの深刻な性被害が増加している中、AIを利用して被害を防止するアプリが開発されている。

「コドマモ」と名付けられたこのアプリは、子どもが自身のスマートフォンで裸や下着姿などのわいせつな画像を撮影・保存した際に、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに保護者にも通知される、ペアレンタルコントロールアプリである。また、AIはサーバーを介さず、端末上で完結するため、画像は端末の外に共有されることはなく、プライバシーは保護されるものでもあり、機能に制限はあるが無料で使えるプランも備わっている。

また、「まきチャレ2024」では、準大賞を受賞された「株式会社 4kiz」が、「こどもたちの可能性を無限に引き出す世界中のつながりをつくる」というミッションの下、安心安全な15歳以下子ども向けSNSに係る取組を発表している。このSNSアプリにおいても、NGワードとAI自動検知機能により高い安全性が確保されているほか、ペアレンタルコントロール機能が設定されており、各家庭に応じたルールを設定できるようになっている。

以上のように、子どもがスマートフォンやSNSを使用する際には、トラブルに巻き込まれないための環境づくりが必要であると考えることから、本市の取組について次のとおり伺う。

- 1 保護者に対して、「コドマモ」のような子どもを守るスマホアプリを子どものスマートフォンにインストールするよう周知するべきと考えるが、本市の見解を伺う。
- 2 「まきチャレ2024」で準大賞を受賞された「株式会社 4Kiz」の取組に係る本市の見解を伺う。
- 3 1人1台端末として配布している学習用端末の更新の際における、各端末内に保存されている情報の処理方法について、本市の見解及び具体的取組を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	木村 正利
★件 名		「牧之原市地域福祉計画」と地域ボランティアの課題

厚生労働省では、「介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった制度の狭間の問題をなくし、複雑化・複合化した支援ニーズにも対応していく取組の展開を目指す」「既存事業の進捗や課題、成果を確認して今後のあり方を目指し、その具体化に向けた施策の立案を図る」「身寄りのない高齢者の生活を支える仕組み、多分野の関係者が連携・協働するネットワークをどう作るか」などといった重要なテーマを話し合うため、2024年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し様々な協議を行っている。

令和6年12月に開催された第7回の会議では、社会福祉法人の地域における公益的な取組についての事例発表がなされたほか、全国社会福祉法人経営者協議会資料によれば、未来志向の事業展開として、

“地域共生社会の実現・・・少子高齢・人口減少社会への備え”

- 1 高齢、障がい、子どもなどの質の高い福祉サービスの提供
分野を超えて生活を支援するため全世代型の事業を未来志向で展開
- 2 孤独・孤立、生活困窮への支援は社会福祉法人の使命
生活困窮、ひきこもり、発達障害、不登校、独居高齢者、ネットカフェ難民等支援が必要な方々をしっかりとサポート
- 3 経済的な公立性のみを求める単なる「大規模化」ではなく、「多角化・多機能化」による経営基盤の強化、持続的な事業経営を推進
- 4 複数の社会福祉法人、地域社会資源との連携・協働により安心して暮らし続けられる地域づくり、地域活性化に向け努力

という4つの課題が示され、地域共生社会の実現こそが少子高齢・人口減少社会への備えであるとしている。

さて、当市においても、平成17年10月の牧之原市の誕生とともに、旧相良町、榛原町の両社会福祉協議会が合併し、牧之原市社会福祉協議会として設立され、今日まで様々な施策を実施してきていただいていることは承知している。

近年、地域共生社会を目指す取組が急務となっており、全国社会福祉法人経営者協議会もこの取組に関わっている。本年2月24日にい〜らにて行われた「要配慮者避難確保事業の取組報告」があったが、当該事業も地域共生社会の実現に向けた事業の一環であると考えられる。

当市では、「市民一人ひとりと地域が創る幸せあふれるまち」を基本理念とした、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とした「第4次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定している。

当該計画においては、地域活動、ボランティア活動についても記載されており、地域共生社会の実現に向けては重要な観点であると考えられることから、次のとおり伺う。

- 1 ボランティア団体に係る市と社会福祉協議会の連携について

- (1) 地域福祉計画によれば、社会福祉協議会を通じてボランティア団体の情報共有等を行うこととなっているが、具体的にどのように状況を把握しているのか。
- (2) 市としてのボランティア団体への支援状況は。また、登録せずにボランティア活動に参加されている人を把握しているのか。
- (3) 市制 20 周年事業として実施する「第 31 回全国花のまちづくり牧之原大会」におけるボランティア団体との連携状況は。

2 地域ボランティアの活動について

- (1) 市内小学校において、児童が学校に入ることができる時間が 10 分繰下げとなっている状況があるが、見守り隊や交通安全ボランティアとの間に課題は生じていないか。
- (2) 部活動については、働き方改革の影響でこれまでと活動が変わってきている。これまでもボランティアによる協力があった中ではあるが、外部指導者制度への移行も踏まえ、部活動とボランティアの関係性についての見解は。
- (3) 学校図書館の運営を担う学校司書について、市内においては 1 人の職員が複数の学校を担当しているということも聞くが、ボランティアの活用についての見解は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	名波 和昌
★件 名		第 3 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画（案）について

牧之原市における様々な課題の中で、特に人口減少や少子高齢化については継続的な課題となっている。

その対策の一つとして、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画）」が策定され、これまで様々な施策が実施されてきている。そして、本年度が最終年度となることから、現在第 3 期計画（案）がまとまりつつある。

本計画（案）については、昨年 12 月から本年 1 月にかけてパブリックコメントを募集し、市民から意見や提案が提出されている。

牧之原市が「消滅可能性自治体」から脱却するためには、子ども・子育てに係る各種施策は最重要案件の一つと捉えることから、以下の点について伺う。

1 パブリックコメントの回答関係について

- (1) 第 2 期計画期間内に、取捨選択による事業終了、上位の取組に移行したことによる廃止事業があるとしているが、取捨選択の経緯、廃止された事業内容はどのようなものか。
- (2) 今回継続される事業において、効果が特に高いと見込める事業はどのような内容か。またどのような課題があるか。
- (3) 「限られた財源を効率的に活用するために集中と選択による行財政運営に取

り組む」とあるが、集中と選択の判断指標はどのような内容か。

2 子育て環境について

- (1) 近隣市町と比較し、牧之原市の子育ての弱みをどのように捉え、強みに変えるためにどのように施策に反映しているか。またその施策に対する課題は。
- (2) 現状の各種支援策（入学支援金、出産子育て支援金など）は一定の効果があると考えているが、第3期計画（案）を進めるにあたり、どのような課題があるか。
- (3) 調査研究機関であるいくつかのシンクタンクが「子育てしやすい自治体ランキング」等を公表しているが、上位にランキングされている自治体の施策について、第3期計画（案）を策定するにあたり参考としているものはあるか。あればその施策はどのようなものか。また、市民アンケート結果を反映している主な施策はどのようなものか。

- 3 「基本目標3 次代を切り拓く力を育む教育を展開する体制づくり」について第3期計画（案）における「現状と課題」の中で、幼保連携については、「こどもの特性を踏まえた進学が可能となるよう、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校が連携・情報共有し、円滑な進学をサポートする体制を築くことが必要」と明示されている。先般の静岡新聞に「静岡市清水区における幼保小中一貫教育を充実させる構想」が掲載されたが、当市はこの方向性に対して、どのような見解であるか。また、今後の施策の中で検討する方針はないか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	6-1	石山 和生
★件名		多目的体育館運営事業の目標について

私は財政上の観点から、毎年この事業から一般財源による8,000万円以上のランニングコストがかかることを危惧してきた。今回、多目的体育館運営事業が開始して、1年が経つところである。令和6年6月定例会で目標数値を伺ったところ以下のとおり答弁があったと認識している

【利用者数・大会開催】

年間利用者数：80,000人

プロスポーツや県大会以上の大会開催回数：年間20回

【県大会利用者の内訳と消費効果】

県大会利用者：年間4,000人

その内訳：日帰り利用者3,000人、宿泊利用者1,000人

日帰り：1人あたり消費3,000円。約900万円の経済効果

宿泊：1人あたり消費20,000円。約2,000万円の経済効果

【その他の利用による効果】

体育館利用者 80,000 人のうち、市内の大会や一般利用による利用料金：
73,000 人で約 2,200 万円の経済効果。

プロスポーツの試合開催（2日間で3,000人集客、1人あたり消費6,000円）：
約1,800万円の経済効果。

【施設運営・整備に伴う効果】

運営に伴う雇用創出：8人（賃金総額約2,000万円）

市内業者による設備点検や燃料などの受注：約800万円

体育館の利用料金収入：約900万円

指定管理者による自主事業収入（例：教室開催）：約800万円

目標数値と現状の数値との比較を踏まえて以下の点について伺う。

- 1 目標数値の妥当性を改めて確認する。この中で、指定管理料の内訳項目に含まれる項目があると思うが、それは経済波及効果とは言わないのではないか。
- 2 全ての目標数値と現状の数値との比較数値を伺う。特に売上と利用者人数においては、内訳(スポーツ利用、スポーツ以外イベント、トレーニングルーム、指定管理者による自主事業収入、その他)を伺う。
- 3 指定管理者による利用促進や広報自主事業の管理で行なったことは何かを伺う。
(質問方式：一問一答)

★通告順位	6-2	石山 和生
★件名		事務事業評価について

事務事業評価は、自治体が発行する各種施策や事業の効果および効率を客観的に検証し、改善策の策定に資する極めて重要な仕組みである。評価結果を「見える化」することにより、行政の透明性が向上し、市民への説明責任が果たされるとともに、住民参加による建設的な議論が促進される。以下、静岡県内の具体的な自治体の事例を引用し、評価結果の公表がもたらすメリットを示す。

【静岡市の事例】

事務事業総点検は、次の（１）～（３）を主な目的として実施します。

（１） 説明責任の確保

市の仕事の内容、目的、実施状況、効果等を市民の皆さんに分かりやすく公表することで、行政の説明責任と透明性を確保していきます。

（２） 成果志向の行政運営

「どれだけの仕事をしたか」ではなく、「市民にどれだけの効果をもたらしたか」という視点により、市民満足度の高い成果重視の行政運営を推進します。

（３） 効果的・効率的な行政運営

限られた経営資源の効果的な活用と適正な配分を行うため、事業の充実や継続、見直しの根拠として活用します。

【焼津市の事例】

(1) 施策・事業の目標の明確化

対象（何に対して）と意図（どうなって欲しいか）を明確化するとともに、達成状況を測る目標を数値で示すことで、施策・事業の改善・見直しを図ります。

(2) 計画と予算の連動

施策及び事業の現状分析を行い、効果の検証を行うことで、施策の目標達成に向けてより精度の高い計画の策定が可能となります。また、計画に連動して効率的な行政資源（予算等）の配分を行います。

(3) 透明性の高い、市民主体の行政運営

現在の取組や課題、今後の取組方針などを公表することで、市民の皆さまの税金がどのようなことに使用されているのか、また、その効果がどのようにでているのか知っていただくとともに、それに対する市民の皆さまの意見をいただき、次の施策の方針及び事業の実施計画に反映させることで、市民が主体となる行政運営を行います。

【菊川市の事例】

菊川市では、「成果重視の行政運営への転換（職員の意識改革）」、「市民に対する説明責任の向上」、「総合計画の進行管理」を導入の目的としています。

これらの事例が示すように、事務事業評価の結果を公表することは、行政の透明性向上、市民への説明責任の徹底、さらに住民参加を促進する上で非常に有益であると考えます。一方、総務省が公表している自治体の行政評価導入状況調査（「地方公共団体における行政評価の取組状況」）には、牧之原市が事務事業評価に取り組んでいると記載されています。しかし、実際に牧之原市の公式ウェブサイトを確認したところ、上記のような評価結果をまとめたページや報告書は見当たらず、外部向けに明確な公表資料が整備されていない状況であると認識しています。

したがって、上記の静岡市、焼津市、菊川市の事例を踏まえると、牧之原市も実施している事務事業評価の結果を積極的に公表することが望ましいと考えます。これにより、行政の透明性がさらに高まり、市民との信頼関係構築および住民参加型の政策形成が促進され、自治体運営の改善につながることを期待されることから以下の点について伺う。

- 1 牧之原市は総務省資料にある通り、事務事業評価を実施しているか伺う。
- 2 事務事業評価を実施している場合、近隣市のように公開してほしいかがか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	6-3	石山 和生
★件名		牧之原市役所職員の離職率について

近年、牧之原市職員の離職が増加しており、とりわけ定年退職以外の離職が増加しているという話を聞く。それが事実かどうかを正確に把握する必要がある。そこで、正規職員に限定し、定年退職を除いた離職率の推移を、全職員および課長職以上の区分において確認したい。また、そのデータを基に、市の現状を正しく把握し、市としての認識を伺いたい。

1 直近 15 年間の離職率の推移について

5 年間ごとのデータの正規職員に限定した、定年退職を除いた平均離職者数および平均離職率の推移を伺う。

2 区分別の離職率について

上記のデータを、全職員と課長職以上の区分に分けた場合で、それぞれ同様の期間における平均離職者数および平均離職率を伺う。

3 市の認識分析について

上記の数値データを踏まえ、市としてどのように現状を認識し、分析しているのかを伺う。

(質問方式：一問一答)

3月12日(水)

★通告順位	7-1	濱崎 一輝
★件名		野生鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農作物への被害が全国各地で広がり深刻化している。令和5年度の被害は164億円(対前年度+8億円)、被害面積は4万1千ha(対前年度+7千ha)、被害量は51万t(対前年度+4万t)となっている。

このうち静岡県での被害額は、約2億5千5百万円となっており、昨年度に比べ約7百万円増加した。

鳥獣種別の被害額は、イノシシ9千3百万円、シカ6千9百万円、サル1千4百万円となっており、イノシシとシカが多く、全体の約7割を占めている。

また、被害の範囲は山間地域、中山間地域に留まらず、近年は都市部にまで及ぶなど住民が暮らす市街地まで浸透してきており、市内においても同様の傾向が見られるようになってきている。

野生鳥獣による被害は、農作物の被害による経済的損失だけでなく、営農意欲減退にも繋がり、離農による耕作放棄地増加の原因にもなっている。

さらには、耕作放棄地や放棄果樹園等が増えることで、野生鳥獣の住処や潜み場が増え、市街地への出没に大きな影響を及ぼしている。

野生鳥獣の捕獲と管理の担い手として狩猟者への期待は高まっているものの、個体数増加に対して捕獲数は追いついておらず、大幅な減少には至っていない。

また、狩猟をする猟友会の会員も、全国的に高齢化や新たな担い手不足が続いており、個体管理は深刻な人手不足になっている状況であり、手厚い支援や効率的な捕獲手法の導入の必要性を感じる。

野生鳥獣被害対策としては、防護柵等による侵入管理も効果的な手段として広く活用されている。農業従事者が個別に設置しているものから、集落全体で設置しているものなどがある。

対象とする動物や地域の特性に応じ防護柵の種類や設置方法も異なるが、適切な設置や定期点検を怠ると、怪我や事故に繋がる恐れもある。

野生鳥獣は自然に生息しており、過剰な増加は森林や自然環境のバランスを崩すことになるため、生態系の保全と人間社会の安全確保の観点からも、野生鳥獣の生息地域の管理も非常に重要になる。

市では、「牧之原市鳥獣被害防止計画」を策定し、令和5年度から令和7年度の3カ年の計画を立てており、取組方針の中で、「捕獲」と「防護」及び「生息環境管理」の対策の3本柱を基本とし、計画終了年度の被害軽減目標を立てていることから、これらを踏まえて以下の点について伺う。

1 近年の野生鳥獣による被害と捕獲状況について

(1) 野生鳥獣による農作物への被害状況と市民の日常生活への影響について伺う。

(2) 野生鳥獣の捕獲・駆除に係る現状と駆除数の推移、また3カ年計画の進捗状況について伺う。

2 防護としての野生鳥獣駆除対策について

(1) 現在行っている野生鳥獣被害対策とその効果について伺う。

(2) 野生鳥獣を捕獲・駆除した場合、鳥獣の種類により異なると思うが、報酬の形態はどのようになっているのか。また、報酬金額は近隣市町と比較しても妥当なものなのか伺う。

3 野生鳥獣の生息環境管理について

野生鳥獣の被害を抑えるためには、単に捕獲するだけでなく生息環境管理を適切に行うことが重要だと言われている。耕作放棄地や放棄果樹園等は、野生鳥獣の住処や潜み場を与えることになるが、近年は、市街地においても耕作放棄地が目立ち、それに伴い市街地でも野生鳥獣の出没が目立つようになってきている。そのため、農作物の被害だけでなく人への危害も心配されるが、この状況をどのように考えているのか市の見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-1	加藤 彰
★件名		外国人児童生徒等への教育支援と保護者支援について

平成 31 年 4 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことなどにより、日本国内で生活する外国人が増加している。それに伴い、外国人の親に同伴する子どもも増加し、学校教育においても多文化共生や日本語教育が大きな課題となっている。

文部科学省では、平成 3 年度から「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を実施している。直近の調査は令和 5 年度に行われており、調査結果によると、静岡県内の日本語指導が必要な児童生徒数は 4,804 人（令和 5 年 5 月 1 日基準日）で、約 5 年の間に 1.4 倍に増えた。このことから、外国人児童生徒への対応が大きな課題となっていることが分かる。

また、令和 3 年 1 月の中央教育審議会の答申では、特別支援教育の項目に、「全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要である。」と示されており、特に、「全ての子供たち」の部分には、「障害のある外国人児童生徒等への対応も重要である。」と脚注がなされている。一方、国内で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」が、令和元年 6 月 28 日に公布、施行されている。国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に日本語学習の機会を提供するよう努める責務があると明記している。本市では、今定例会初日の市長による施政方針において、5 つの「重点戦略・プロジェクト」に位置付ける推進施策が挙げられている。その一つにおいて、「外国人住民と外国籍の児童生徒」を対象にした主要施策に関して述べている。そこで、本市における日本語指導が必要な児童生徒等への教育の支援と保護者支援について伺う。

1 外国人児童生徒等への教育環境の整備と保護者支援について

- (1) 文部科学省が示している「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえたうえで、現行の教育の現状と課題について伺う。
- (2) 本市の「外国人児童生徒教育支援事業」について、今後どのように取り組んでいくのか伺う。
- (3) 外国人保護者は文化の違いによる戸惑いを抱えながら日本での子育てをしている。この文化の違いを克服するためには、どのような取組が必要と認識しているのか伺う。

2 外国人児童生徒等と特別支援教育について

- (1) 本市教育振興基本計画の教育の目標 1 に定める方向性の一つに挙げている「児童生徒の個別の状況に対する多様な支援」に関して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の観点から、これまでの取組と今後について伺う。
- (2) NPO 法人国際社会貢献センターが平成 29 年に三重、愛知、群馬、静岡、岐阜、滋賀の 6 県を対象に実施した調査で、355 校の特別支援学級の在籍率が日本人では 2.17% であるのに対し、外国人では 5.94% であることが分かった。こうした事態が生じていることをどう捉えているのか見解を伺う。
- (3) 障がいがある、あるいは疑われるにもかかわらず、各自の特性に合わせた特

別な支援を受けていない児童生徒もいることが推定される。実際に困難さを持ちながら適切な支援に結び付いていない外国人児童生徒への支援の在り方について伺う。

3 多文化共生の考え方に基づく教育について

- (1) 本市「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画」に掲げる基本方針実現のための方策の一つ、「国際理解・外国語教育の推進」では、「異文化に触れる・外国語を話す機会の拡充」が挙げられている。この項目において、「多文化共生の考え方に基づく教育に取り組む」としている。ここで取り組むとしている教育では、いかなる人材を育てるべきと考えているのか伺う。
- (2) 本市では、「いっぽ」という日本語初期支援教室が設置されている。市では、「この教室の設置は第3次市総合計画の多文化共生施策の一つとして大きな役割を果たしていくものとなる」としている。その役割とは具体的に何なのかを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	大石 和央
★件名		災害対策とまちづくりについて

東日本大震災から14年、能登半島地震から1年が経過した。これらの教訓を災害対策にどのように反映させているのだろうか。東日本大震災は地震・津波と原子力災害の複合災害であり、能登半島地震は地震・津波に加えて豪雨災害が重なった。幸い震源域である珠洲原発計画は頓挫してしまったため、原子力災害は免れた。しかし志賀原発では、変圧器の油漏れや燃料プールの水漏れ、防潮壁の基礎部分の沈下や傾きなど、ダメージは少なくなかった。稼働中であつたら福島第1原発事故を彷彿させる事態であつただろう。

この地においては南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるが、被害を減少させる効果的な対策が進んでいるとは思われない。複合災害に有効な手立てはあるのか。地域の強靱化対策を見直す必要を感じる。そこで近年、気候変動により多発する豪雨災害を中心に、まちづくりについて質問する。

1 市内の2級河川流域の洪水対策

近年の代表的な洪水についての記録は、静岡県や市の資料によると、1982年(昭和57年)9月の台風18号、2004年(平成16年)8月の台風22号、同11月の集中豪雨、2013年(同25年)4月の大雨、2019年(令和元年)10月の台風19号、2021年(同3年)7月の大雨、2022年(同4年)9月の台風15号、2024年(同6年)8月の台風10号、である。

- (1) いずれの災害も、住宅浸水をはじめ経済的損失を招いており、令和に入り災害が多発している。早急に抜本的な河川整備が必要ではないか。
- (2) 勝間田川水系において、過去被害が甚大であつた1982年の総雨量は594mmであつた。40年余を経て河床は上昇し、遊水池機能としての水田は縮小し加

えて、支川や沢の環境は荒廃が進み、河川維持機能が弱体化しているのではないか。氾濫や洪水が起きやすい状態と思われる。勝間田川水系の河川整備計画の見直しはどのようにになっているか。

2 防災対策とまちづくりは整合しているのか

勝間田水系の洪水浸水想定マップでは、特に静谷雨量観測所付近から下流域の住民は、大雨に対して常に不安を抱えての生活となる。

- (1) 住民の安全・安心の観点から流域の新築住宅規制や危険地帯からの移動・移転誘導をどのように考えているのか。
- (2) 学校再編計画では、浸水域である現中学校での建て替えとなっているが、防災や危機管理面から矛盾しており、妥当ではないのではないか。
- (3) 立地適正化計画の策定が行われているところであるが、案では仁田地区が居住誘導区域また都市機能誘導区域となっている。その理由や根拠は何か。

3 防災拠点整備は区や小学校区単位での整備が妥当ではないか

過日、新火葬場整備に伴って川崎地区の防災拠点施設整備計画の説明があった。具体的なことが明らかではないことと、そもそも防災拠点の概念や市全体・榛原地区の整備計画が示されておらず、疑問を呈するところである。

- (1) 防災拠点整備の全体構想を示していただきたい。
- (2) 川崎地区防災拠点整備は、河川整備計画や富士山型ネットワーク（都市計画マスタープラン）、立地適正化計画などどのように整合するのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-2	大石 和央
★件名		リニア中央新幹線建設に伴うJR東海の説明会について

2月12日、JR東海は「大井川流域8市2町における大井川の水を守るための取組みに関する説明会（オープンハウス形式）」を3月から各市町の会場で開催することを発表した。それは昨年11月の大井川流域市町首長とJR東海との意見交換会で、流域住民へのわかりやすい説明が必要という点で、首長らの理解を得て開催するという。しかし、これは筋が通らないのではないかと考える。

1 リニア中央新幹線建設について、JR東海との対話に関しては「オール静岡」の体制で取り組んできたと認識している。そもそも市長は中央新幹線建設における大井川水系の水資源の確保及び水質の保全等について、流域の関係者が一体となって対応するため設置された、大井川利水関係協議会の一員であり、これまでの取り組みを説明する義務は市長にあり、説明責任や市民から意見を聞くことを怠ってきたのではないか。そればかりか、対話をしてきている県からではなく、事業者のJR東海に説明させることは筋違いなのではないか。

2 当該説明会は、JR東海の中央新幹線計画の概要や国の有識者会議の報告書に基

づく J R 東海 の 取 組 み を パ ネ ル や 映 像 で 紹 介 し な が ら、 開 催 時 間 内 は い つ で も 入 場 者 の 疑 問 に 応 え る と い う も の で あ る。 し か し 重 要 な こ と は 静 岡 県 が J R 東 海 と の 主 な 対 話 項 目 と す る 28 項 目 に 応 え な け れ ば 意 味 は な い し、 ま ず 先 に J R 東 海 は 県 専 門 部 会 で 指 摘 さ れ た こ と、 例 え ば 高 速 長 尺 先 進 ボ ー リ ン グ の 湧 水 圧 測 定 な ど、 対 応 が 不 十 分 で あ っ た 点 を 説 明 し な け れ ば な ら な い。 そ う で な い と、「 説 明 会 」 は J R 東 海 の 独 壇 場 あ る い は リ ニ ア 推 進 の P R 活 動 の 場 に な る の で は な い か と 懸 念 す る。 流 域 市 民 は こ の よ う な 「 説 明 会 」 は 望 ん で い な い だ ろ う。 さ ら に 大 井 川 流 域 10 市 町 の 首 長 は、 当 該 説 明 会 が 一 般 的 な 形 式 で は な く、 マ ス コ ミ の 取 材 や 撮 影 を 禁 じ る こ と や 入 場 制 限 あ り の、 オ ー プ ン ハ ウ ス 形 式 を な ぜ 認 め た の か。

(質問方式：一問一答)